



**交通事故被害者のご家族への
援助金について**

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、18歳以下の方で保護者（一方または双方）が、交通事故（陸海空すべての交通事故が対象）により死亡または重い障害を負った方をいいます。

▼対象 平成23年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方

▼給付額 対象となる方1人につき10万円（1事故につき1回のみ）

▼給付時期 10月または平成25年4月

▼申請方法 市役所および学校で配布する申請書類に必要事項を記入のうえ、直接または郵送でみずほ信託銀行浦和支店（〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18）

▼提出期限 【10月支給分】 8月31日（金）
【平成25年4月支給分】 平成25年2月28日（木）

▼問い合わせ 埼玉県防犯・交通安全課
☎048-830-2958

埼玉県医師育成奨学金 貸与候補者を募集します

～ 埼玉県出身の県外大学医学生を支援 ～

埼玉県では、県内に医師を誘導し定着させるため、埼玉県出身の県外大学医学生に奨学金を貸与する制度を創設し、貸与候補者の募集を開始します。

本奨学金制度により、埼玉県出身の県外大学医学生の修学を容易にするとともに、将来、埼玉県の地域医療を担う医師の育成と確保を図ろうとするものです。

奨学金制度の概要

【県外大学医学部入学希望者向け】

募集期間	7月17日(火)～8月15日(水)
内容	・月額20万円以内を大学卒業まで貸与 ・大学に入学するために必要な費用100万円以内を大学入学前に貸与
応募要件	・貸与の申請時に本人もしくは親(未成年後見人である親族を含む)が県内に住所を有する方または県内の高等学校などを卒業(修了)した方(見込みも含む) ・医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関または特定診療科などに医師として勤務する意思を有する方
対象	平成25年度に県外の大学の医学を履修する課程に入学を希望する方
募集人数	5人
選考方法	書類選考および面接選考
面接選考	9月29日(土)または30日(日)

【県外大学医学部5・6年生向け】

募集期間	7月2日(月)～31日(火)
内容	月額20万円以内を大学卒業まで貸与
応募要件	・貸与の申請時に本人もしくは親が県内に住所を有する方または県内の高等学校などを卒業(修了)した方 ・同種の奨学金の貸与を受けていない方 ・医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関または特定診療科などに医師として勤務する意思を有する方
対象	平成24年度に県外の大学の医学を履修する課程に在学する5年生と6年生
募集人数	10人
選考方法	書類選考および面接選考
面接選考	9月8日(土)または9日(日)

※貸与期間の1.5倍の期間、特定地域の公的医療機関または特定診療科などに医師として勤務すると、返還免除となります。

※平成25年度・26年度は、県外大学医学部入学希望者と県外大学医学部5年生の募集となります。

▶**応募方法** 県ホームページからダウンロードした応募申請書に必要事項を記入のうえ、募集期間内に持参または簡易書留郵便で郵送してください。

【持参・郵送】 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県保健医療部医療整備課医師確保対策担当

▶**問い合わせ** 同課医師確保対策担当 ☎048-830-3546



国保・後期医療からのお知らせ



国民健康保険に加入している 70歳以上の方へ

国民健康保険高齢受給者証が8月1日(水)に更新となることから、7月中に新しい受給者証を送ります。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割(課税所得が145万円以上で70歳以上の被保険者が同じ世帯にいる方)となります。このうち、負担割合が3割の方で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(火)までに保険年金課へ申請してください。

※8月以降に申請をして、負担割合が変更となる場合は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【70歳以上75歳未満の国保加入者が1人いる世帯】

被保険者の平成23年中の収入額が383万円未満

【70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上いる世帯】

被保険者の平成23年中の収入合計額が520万円未満

【後期高齢者医療制度に加入している方がいる世帯】

世帯の収入状況によって、負担割合が1割となる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)



通院・入院時の医療費と食事代の 窓口負担額が減額されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯(世帯主と国民健康保険被保険者全員が非課税)の場合には、入院時の食事代も併せて軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成24年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、印鑑

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により通院・入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成24年7月31日の認定証をお持ちの方で8月以降も適用になる方には、7月中に新しい認定証を送ります。

▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

▶**問い合わせ** 国民健康保険については同課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

後期高齢者医療制度に 加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日(水)に更新となることから、7月中旬に新しい保険者証を送ります。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。このうち、負担割合が3割の方で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(火)までに保険年金課へ申請してください。

※8月以降に申請をして、負担割合が変更となる場合は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当する方】

①被保険者本人の収入額が383万円未満

②①に該当しない方で、70歳以上74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 同課医療担当(内線226・227)